

令和3年度伝達・少年団体指導者講習会日程表

東部・中部・西部 共通

静岡県剣道連盟

10:00	開講式	
10:10	講義 (資料説明)	全剣連倫理に関するガイドライン 新型コロナウイルス感染症対策 等
10:50		
11:00	日本剣道形	資料説明及び実技
11:30		
12:00	昼休憩	
12:45		
	審判法	暫定試合・審判法説明及び実技
14:30	質疑応答	
14:50	閉講式	
15:00		

場合により講習時間変更もある。

各講義後、適宜休憩を入れる。

一般財団法人全日本剣道連盟における倫理に関するガイドライン

平成30年11月2日制定

令和元年11月2日改定

令和2年3月5日改定

< 趣 旨 >

一般財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」）は、日本の伝統文化に培われた剣道、居合道及び杖道（以下「剣道等」という。）の普及振興、「剣の理法の修練による人間形成の道である」との剣道理念の実践等を図り、もって、心身の健全な発達、豊かな人間性の涵養、人材育成並びに地域社会の健全な発達及び国際相互理解の促進に寄与するという目的を達成する使命を担っている。（定款第3条）

したがって、所属する役職員はもとより、全剣連のすべての会員*は、全剣連の使命や意義を自覚し、剣道修練の心構えである、旺盛なる気力を養い、礼節をとうとび、信義を重んじ誠を尽くして、常に自己の修養に努めて、剣道理念の実践を図らなければならない。

* 全剣連の会員は、現状では、地方代表団体（都道府県剣連）及び地方代表団体に属する個人会員である。（会員規則）

しかしながら、全剣連においては、居合道の称号段位審査に関する金銭授受という、理念に大きく反する事態が明らかになった。指導者による暴力や体罰に関する報道、告発も依然続いている。また、他のスポーツ団体において、反倫理的行為（指導者の競技選手に対する暴力、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の各種ハラスメント、差別及び薬物乱用など）あるいは補助金の不適切な処理又は横領など、訴訟にも及ぶ法的問題が発生している。

が

このような状況を十分に考慮し、全剣連は、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていくために必要な倫理に関する諸事項を、以下の通りガイドラインとしてまとめた。

全剣連及び団体会員である地方代表団体においては、役職員、剣道指導者、主催大会・行事などに携わる審判員をはじめとする運営関係者、並びに選手及び剣道を学ぶ全剣連等の会員を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、本ガイドラインの徹底を図るとともに、引き続き体制の整備を進めて行くこととする。

I. 反倫理的行為に起因する事項

1. 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について

役職員、剣道指導者等は、以下の事項に留意しなければならない。また、全剣連は、これらの者に対して、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底する。

- (1) 組織の運営又は剣道を指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。特に指導的立場にある者は、選手、剣道を学ぶ者等への指導の際、暴力、パワー・ハラズメント行為と受け取られるような行いには十分留意すること。
- (2) 剣道を行ったり又は指導する際に問題解決の手段として、暴力、パワー・ハラズメント行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことは、厳に禁ずる。

2. 身体的及び精神的セクシュアル・ハラズメントについて

役職員、剣道指導者及び選手等は、身体的及び精神的セクシュアル・ハラズメントを絶対に行わない。全剣連は、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていく。

- (1) 安易に性的・性差別的言動や表現及び相手が不快に感じるような言動、表現、行為などを行うことは、厳に慎むこと。

- (2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。
- (3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになり得ることを認識すること。
- (4) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して毅然として「不快である」旨を、はっきりと意思表示をすること。
(注意…無視した場合は、「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。)

3. 差別について

全剣連の全ての剣道関係者は、合理的理由なく、人種・民族、性別、年齢等による差別を行ってはならない。

4. アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

選手等は、ドーピング及び薬物乱用を絶対に行ってはならない。全剣連は、指導者及び選手等に対し、徹底した啓発活動を行っていく。

- (1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりではなく、選手等の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。
- (2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品等によっては、ドーピングの禁止薬物等が含まれている場合もあるため、選手等及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。
- (3) 麻薬や覚醒剤等薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
- (4) 大麻等薬物の使用は違法であり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。

5. 役員及び監督・審判員等の指導的立場にある者並びに選手等の関係の在り方について

相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めなければならない。

- (1) 役員及び監督・審判員等の指導的立場にある者並びに選手等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。
- (2) 役員及び監督・審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等を大会・行事などに携わる関係者及び選手等に与えないこと。
- (3) プライバシー（個人的人権）の問題については、役員・監督・審判員等指導的立場にある者及び選手等がそれぞれ十分配慮すること。

6. 称号段位審査員と受審者との関係について

称号段位審査員は、誇りと使命感を持って、厳正、公正、適切に、かつ審査規則等を遵守して誠実に審査を行わなければならない。

- (1) 審査に関連しての金品の授受は絶対に行わないこと。
- (2) 審査についていささかも疑念が持たれないよう、その言動は厳に慎むこと。

II. 不適切な経理処理に起因する事項

1. 経理処理について

全剣連は、公的な組織であることを認識し、“公益法人会計基準”に準じて作成された全剣連会計規則に則り、正しい経理を行うとともに、内部牽制組織及び監事並びに外部監査人による監査体制を確立する。

- 4
- (1) 補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などをしないこと。
 - (2) 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少数の担当役職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェック及び公認会計士などによる外部監査を受けるようにすること。
 - (3) 関係者が、自己又は第三者のためにする全剣連との取引など全剣連と利益が相反する取引は可能な限り避けることとするが、止むを得ない場合は、理事会の承認など所定の手続きを経ること。
 - (4) 業者等との契約の際には、契約書に暴力団排除条項を記載し、暴力団等反社会的勢力でないことを表明・確約させること。

2. 不正行為について

全剣連は、次に示すような行為は、厳に禁じる。

- (1) 組織内外の金銭の横領など
- (2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供
- (3) 組織内外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為
- (4) 組織内外における不適切な指導又は監査

III. 各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項

全剣連は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うものとする。

また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

IV. 安全・事故防止及び一般社会人としての社会規範に関する事項

1. 安全・事故防止

指導的立場にある者並びに選手等は、剣道の実践において、常に安全への配慮、事故防止に努めなければならない。

2. 一般社会人としての社会規範

本ガイドラインに示す対象者は、特に、大会等に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

また、全剣連は、次に示すような反社会的行為を厳に禁じる。

- (1) 違法賭博
- (2) 暴力団等反社会的勢力との交際など

以上

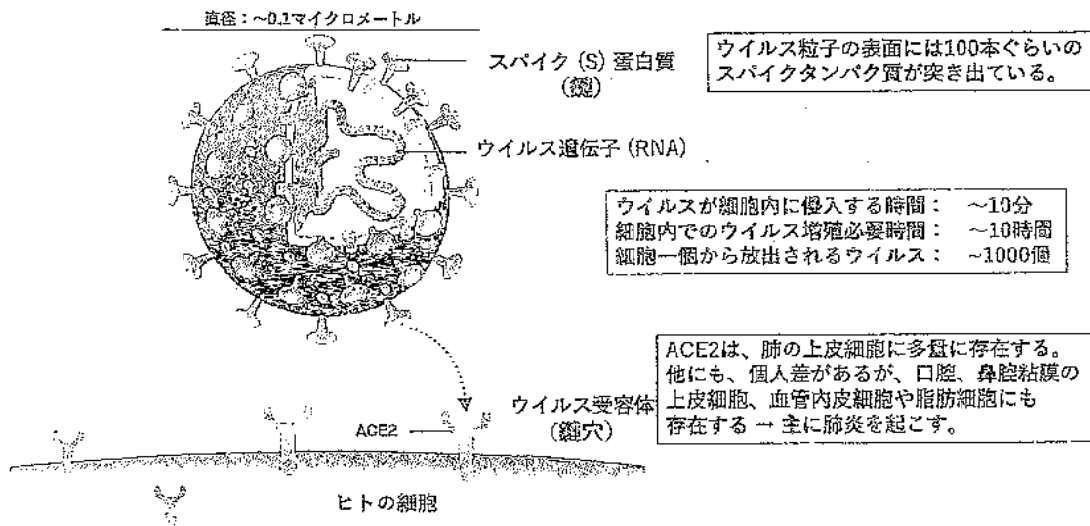
新型コロナウイルスとの対峙の仕方

宮坂 昌之

全日本剣道連盟・顧問医師
 アンチ・ドーピング委員長

新型コロナウイルスの場合：

ウイルス上のスパイクタンパク質が、ヒト細胞上のACE2タンパク質に結合する→細胞内侵入→感染



ウイルスと細菌の違い

1. 大きさが違う！=ウイルスは小さい

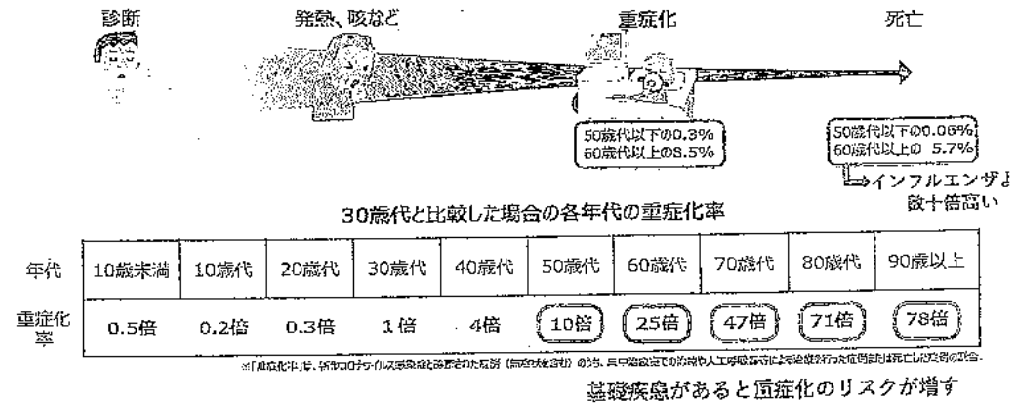
一般に、細菌の数十分の1程度、
 コロナウイルスの直径は、0.0001ミリメートルぐらい。

2. ウイルスは、自分ひとりでは生きられない

(細胞の中に入り込むことが必要) →細胞の外では増えることができない

3. ウイルスには抗生物質は効かない。

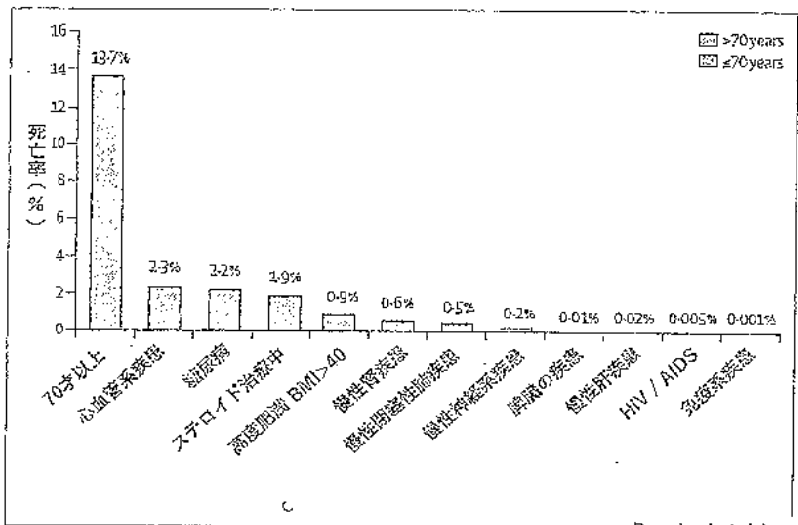
50代を超えると、重症化率、死亡率がぐんと高くなる



重症化のリスクとなる基礎疾患

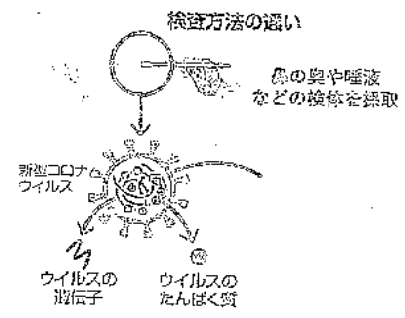
慢性閉塞性肺疾患 (COPD)、慢性腎臓病、糖尿病、
 高血圧、心血管疾患、喫煙、肥満 (BMI>30) ... } しっかりと治療を受けること

死亡に関しては、高齢 (>70才) がもっとも大きなリスクファクター

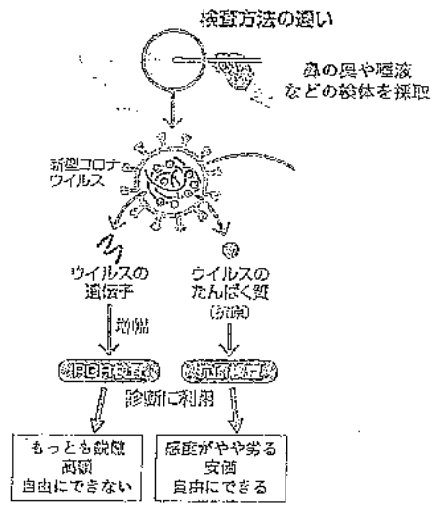


Banerjee A et al, Lancet 395:1715, 2020.

新型コロナウイルスの検査法には3つのものがある：それぞれ使用目的が違う



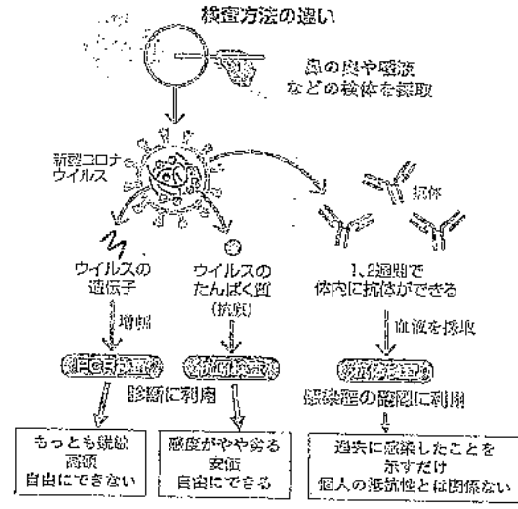
新型コロナウイルスの検査法には3つのものがある：それぞれ使用目的が違う



ウイルスを多量に排出する人を見つけるのが目的であれば、少々感度の低い検査のほうが役に立つ。

→ 抗原検査でも十分。

新型コロナウイルスの検査法には3つのものがある：それぞれ使用目的が違う



ウイルスを多量に排出する人を見つけるのが目的であれば、少々感度の低い検査のほうが役に立つ。

→ 抗原検査でも十分。

抗体検査は診断には使えない。感染したという確認だけ。

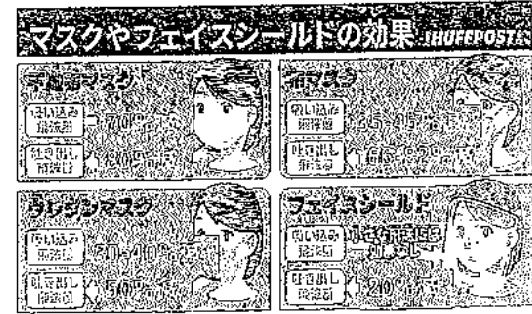
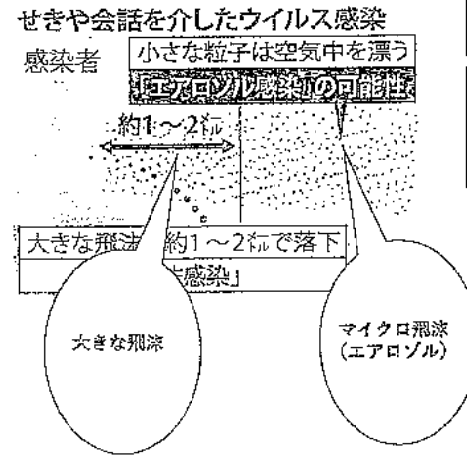
大阪府民～900万人全員にPCR検査を行うと…
 (感染率を1%、感度70%、特異性99.9%と仮定する)

	感染者	非感染者
PCR検査陽性	63,000人	8,910人
PCR検査陰性	27,000人	8,801,090人
計	90,000人	8,910,000人

偽陰性患者数=27,000人 → 安心して外出してしまう
 偽陽性患者数= 8,910人 → 隔離となるので人権侵害の恐れ

単に検査の回数を増やせばいいのではない。しかも、1回の検査は陰性証明にならない。

感染経路は、主に飛沫によるもの



マスクの効果は完全ではない。
 フェイスシールドはもっとダメ
 特にマイクロ飛沫の吸い込みは
 うまく抑えられない

「マスクをすれば満員でも問題ない」は誤り！
 「マスク + 十分な送風・換気」が必要

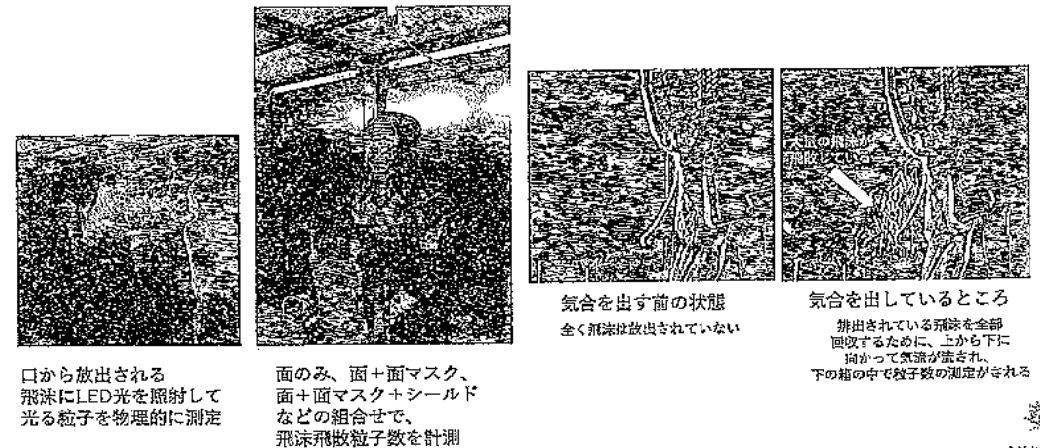
でも…、顎マスクは絶対にダメです！

人前でマスクを着用しないのと同じくらい迷惑な行為です。
 結局、飛沫飛散はたいして変わらず、そこら中が汚染することにつながります

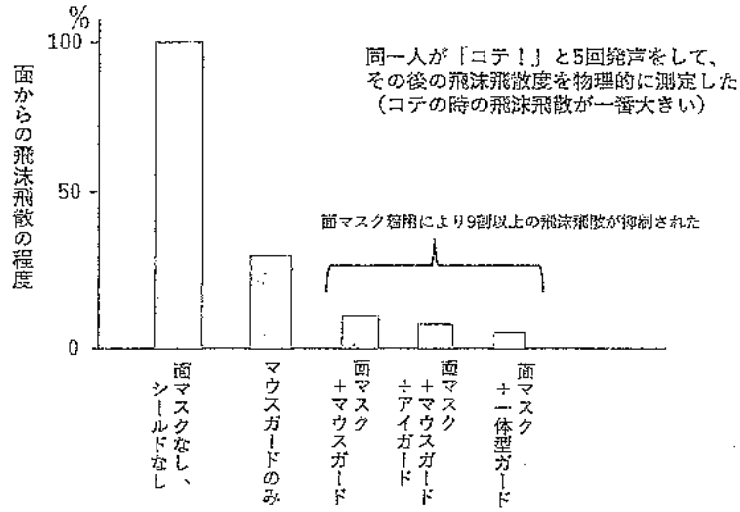


インジンの時と同じくらいアホな面です。 http://azufa.hateblo.jp/entry/201411157fbc9d-4wAR0NVySN/FKqayBekkhm1nvEF1p11u0ICdePW01FST5_ctdeglxqNl_Y

新日本空調での飛沫飛散の測定調査：全日本武道用具協同組合との合同調査



剣道における飛沫飛散検査：結果の概略

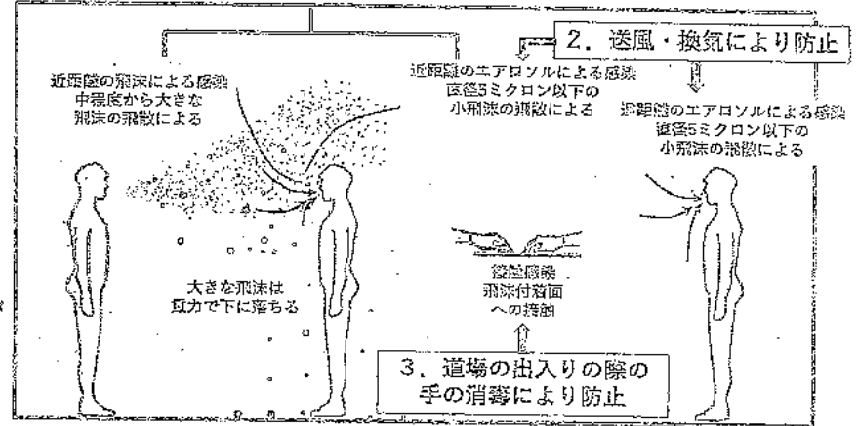


剣道における
新型コロナウイルス対策

吐息から5分間に3,000個の小飛沫（エアロゾル）が出る。咳一回でも同量。くしゃみ一回で40,000個の飛沫が飛散。剣道はさらに多くの飛沫が飛散することが予想される。飛沫飛散の距離くしゃみ一回で、大きな飛沫（>100ミクロン）が秒速50メートルの速度で6メートル以上飛散する。

三つの方策で防止を図る

1. 面マスクとシールドで飛散防止



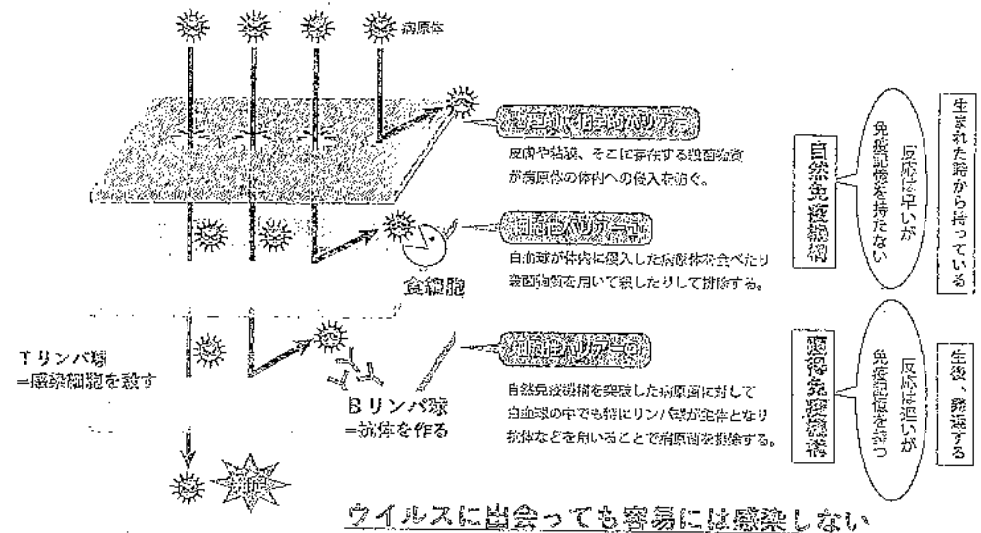
- 大きな飛沫 (>100ミクロン) は大きな咳やくしゃみによってでるが、重力によって下に落ちる
- 中程度の飛沫のサイズは5~100ミクロン
- 小飛沫は飛沫核あるいはエアロゾルは5ミクロン以下のサイズで、空気感染のもととなる可能性がある

Wei, J & Li, Y. Amer J Infect Control, 44: S102, 2016

病原体からからだを守る仕組み：おさらい

自然免疫と獲得免疫

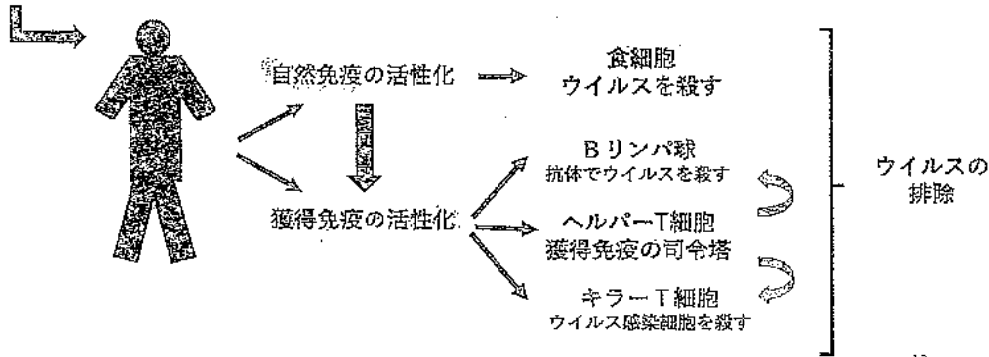
病原体を防ぐからだのメカニズムは二段構え = 自然免疫 + 獲得免疫



感染あるいはワクチン接種により、自然免疫と獲得免疫が刺激され、
抗体とヘルパーT細胞、キラーT細胞ができる

ウイルス感染
or ワクチン接種

- ・ 自然免疫だけでもウイルスを殺す
- ・ 抗体を作れない人、中和抗体を作らない人でも回復、治癒。
- ・ 獲得免疫では抗体だけでなく、ヘルパーT細胞、キラーT細胞も重要。



からだの抵抗力 (=免疫力) は自然免疫と獲得免疫の総合力である

日本人はどのぐらい新型コロナウイルスに曝されているのか？

抗体陽性率 (厚労省調査)

	2020年6月	2020年12月
東京	0.10%	0.91%
大阪	0.17%	0.58%
宮城	0.03%	0.14%

東京でも抗体陽性者は100人に1人程度
日本全体約1億2千万人で累積感染者数が約40万人
=これまで感染した人の割合は1000人に4人足らず

日本人の新型コロナウイルス曝露率はきわめて低い

集団免疫ができるのを待っていたら、感染は収まるのか？

→ ダメ。その間に多くの高齢者が亡くなってしまふ。

その失敗例が、イギリスとスウェーデン

感染者が出始めた時に、行動制限、外出制限をせずに、
「社会に感染が広がってもよい」とした。しかし、そのために、
高齢者の感染者が増え、重症化し、多くの高齢者が亡くなった。

人口100万人当たりの死亡率を見ると、

スウェーデン:	1005	}	緩い行動制限、外出制限、学校そのまま
フィンランド:	111		
ノルウェー:	94		
日本:	34		緩い行動制限、外出制限、休校

感染症 (or ワクチン) には持続的な免疫を付与するものとそうでないものがある

□ 持続的な免疫を付与するもの (一度免疫ができると、20年以上持続)

破傷風、風しん、麻しん、ジフテリア、HPV、おたふく風邪...

□ 短い免疫しか付与できないもの

肺炎球菌 (~5年)、百日咳 (~3年)、インフルエンザ (~4か月)

新型コロナウイルスは？ - インフルエンザに近いか？

= 自然感染による集団免疫は待っていても来ない可能性が高い

今回開発されたmRNAワクチンはきわめて有効性が高く、高齢者にも効果ある
(発症予防だけでなく、感染予防、重症化予防効果もありそう)

カリフォルニアの医療従事者では、ワクチン接種によって新規感染者が激減している

ワクチン接種後の日数	新規感染者数	検査数
1回目の接種		
1~7日後	145	5794
8~14日後	125	7944
15~21日後	57	7958
22日後以降	15	4286
2回目の接種		
1~7日後	22	5546
8~14日後	8	4909
15日後以降	7	4167

Kelner J et al, New Engl J Med, March 23, 2021.

感染リスクが高まる「5つの場面」

① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の酔いで気が高揚すると同時に注意力が低下する。また、酔いが覚め、大きな声で話しやすい。常に数メートルで話している密接状態に長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、同じ飲みや紅などの利用が感染のリスクを高める。

② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、設備を伴った飲食、夜店のはしごでは、長時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、および5人以上の飲食では、大がかりな会話や飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

③ マスクなしでの会話

- マスクなしで会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの会話としては、交わらうなどの手段が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中での注意が必要。

④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が利用されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が懸念される。

⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、元の場所や部屋の状況により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、洗面所での感染が懸念される事例が確認されている。

大きな飛沫は1.5メートルぐらいで下に落ちますが、マイクロ飛沫とよばれる小さな飛沫は雲のように漂い、長時間その場に存在します。これが感染の原因となることがあります。これを除去するためには、送風・換気が必要で、空間除菌はあまり意味がありません。

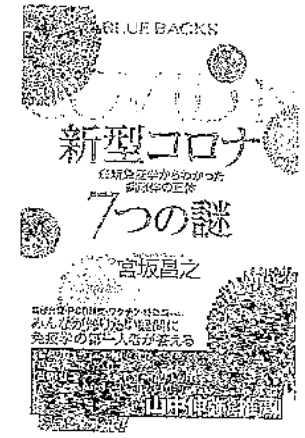
さいごに
 新型コロナとは1~2年は付き合っていかなざるを得ないでしょう

1. 人混みを避けること(対人距離を1.5~2メートル+送風・換気)
2. 手洗い、消毒、マスク着用を励行すること。
3. ワクチン接種を受けること。
4. 生活リズムをなるべく崩さないこと。
 体内時計の維持が、食事、睡眠、免疫力の維持に大事。
5. からだを動かすこと。
6. 正しい知識を得て、筋道を立てて考える習慣をつけること。

正しい知識を得れば、自分自身にアラートを出せるようになる。
 「自分の身は自分で守る」ことが大事。

新型コロナウイルス「七つの謎」
 最新免疫学でわかった病原体の正体
 講談社ブルーバックス：昨年11月19日発行

1. 風邪ウイルスがなぜパンデミックを起こしたのか。
2. ウイルスはどのようにして感染・増殖していくのか
3. 免疫 vs ウイルス：なぜかくも症状に個人差があるのか。
4. なぜ獲得免疫がない日本人の多くが感染を免れたのか
5. 集団免疫でパンデミックは収束することはできるのか。
6. 免疫の暴走はなぜ起きるのか。
7. ワクチン開発の問題点。



2021年4月3日
公益財団法人全日本剣道連盟
普及委員会 指導部会
部会長 中田 瑋士

「全剣連ガイドラインを踏まえた剣道の稽古法及び指導の在り方」

公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」）は、2020年6月4日付「対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（以下「全剣連ガイドライン」）を示し、感染拡大を予防しつつ、6月10日付で「対人稽古自粛のお願い」を解除しました。

指導部会は、2020年10月30日付「全剣連ガイドライン」に沿った指導上の留意点を、【全剣連ガイドラインを踏まえた剣道の稽古法及び指導の在り方】（以下「指導の在り方」）として作成しました。各都道府県剣連においては、本「指導の在り方」を参考に、各地域の特性や実態に合わせ、指導にあたるようお願いします。

現在、日本国内でワクチン接種が始まったものの、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は終息をしておりませんので、「withコロナ」の発想で、指導者のみなさまがガイドラインに示された感染対策を遵守し、参加者が安心して安全に稽古を実施できるよう稽古環境を整備しつつ、稽古方法の工夫をお願いします。

なお本「指導の在り方」につきましては、今後の感染症の拡大状況を踏まえ、逐次見直しを行うものとします。

【はじめに～稽古を実施するにあたって】

1. 全剣連（以下、本通達では「主催者」）は、稽古を実施するにあたって、稽古実施場所が所在する都道府県、及び稽古会場となる施設の利用方針を遵守するものとします。
2. 主催者は稽古を実施するにあたって、参加者並びに保護者に対し、本通達の内容を周知徹底してください。
3. 主催者は、稽古実施スケジュールを策定するにあたり、万全の感染対策を講じるために全体として余裕を持った時間を設定してください。
4. 主催者は、稽古実施会場への入場を、原則、参加者のみとしてください。付き添い（保護者を含む）や見学者がいる場合は人数を制限し、滞在時間を短くするなどし、密にならないように協力を求めてください。
5. 主催者は、利用施設側の制限措置（入場人数の制限、冷水機、シャワールームなどの利用制限など）に従うようにしてください。
6. 参加者並びに保護者は、本「指導の在り方」を遵守し、安全な稽古実施運営に協力するようにしてください。

【稽古への参加にあたって】

1. 以下に該当する者は稽古への参加はできない。
 - (ア) 基礎疾患のある者。
 - ・基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう
 - ・これらの者が理由あって出場（参加）する場合は、主治医の承認を得るものとする
 - (イ) 発熱のある者（個人差があるが、一般的には 37.5 度以上ある者をいう）
 - (ウ) 咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者。
 - (エ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
 - (オ) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
2. 付き添い（保護者を含む）や見学者に対しても、上記 1. を遵守するよう事前に協力を求めること。
3. 指導者は体温計（できれば非接触型体温計）を常備し、指導者、稽古参加者、付き添い（保護者を含む）および見学者に対し、稽古場所入口（受付）で検温し、健康状態を確認してから稽古を開始すること。
 - (ア) 指導者および参加者は、稽古場所入口で体温測定により 37.5 度以上ある者は入場できない。
 - (イ) 付き添いや見学者も、入場に当たって体温測定を受けることとする。
4. 指導者は下記 6 つの事項につき参加者記録表を保管し感染の拡大防止に努めること。
 - ①氏名 ②住所 ③連絡先電話番号 ④当日の体温
 - ⑤当日の体調 ⑥同居する家族の健康状態
5. 指導者および稽古参加者は、面マスク及び家庭用マスク（付き添いおよび見学者は家庭用マスク）を持参する。指導者および稽古参加者は、面装着時には面マスクおよびフェイスシールドを着用する。稽古以外（稽古前、休憩時、稽古後）は家庭用マスクを着用する。
6. 指導者は、付き添いおよび見学者に稽古会場内で常時、家庭用マスクを着用するよう協力を求める。

【稽古前の留意事項】

1. 指導者は、参加者が自宅と稽古場所との往復の際にはマスクを着用し、感染予防に努めるよう協力を要請すること。
2. 参加者は着替えの際、更衣室を利用する場合は、できるだけマスクを着用し、会話

を控え、すみやかに更衣する。

3. 指導者は、稽古場所の窓や入口の扉を開放の上、扇風機等を設置し、稽古場所の換気に努める。稽古場所に窓が無い場合、換気に十分な台数の扇風機等を設置し、空気が滞留しない工夫をすること。
4. 指導者は、稽古場所入口にアルコール除菌液を設置し、参加者、付き添いおよび見学者に手指の消毒を行うよう協力を求めること。

【稽古中の留意事項】

1. マスクを着用し、指導者並びに稽古参加者は、フィジカル・ディスタンス（人と人の距離、最低でも1m、できれば2m）を保つようすること。
2. 面を装着時は、面マスクおよびフェイスシールドを着用すること、稽古時以外（休憩時）でも、常にマスクを着用すること。面マスクおよびフェイスシールドについては「対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参照のこと。
3. 稽古中の面マスク着用については、鼻を出して稽古を行うことも可である。なお、マスクについては、令和2年6月24日付「感染拡大予防ガイドラインのマスクについて（新たな調査結果を受けて）」（以下アドレス）を参照のこと。

[https://www.kendo.or.jp/wp/wp-](https://www.kendo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/06/about_mask_of_guidelines.pdf)

[content/uploads/2020/06/about_mask_of_guidelines.pdf](https://www.kendo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/06/about_mask_of_guidelines.pdf)

4. 付添人および見学者はマスクを着用すること。
5. 指導者は、参加者、付添人および見学者に手洗いや、アルコールによる除菌消毒を促す。そのため除菌用アルコールの設置を必須とする。
6. 開始の礼、終礼を整列して実施する場合は、マスクを着用しフィジカル・ディスタンスを保つようにすること。
7. 指導者は、参加者の長期間の自粛期間による心肺機能や筋力の低下を考慮し、年齢や体調に応じた稽古計画を立てること。稽古計画は、「実施頻度（稽古回数）」、「稽古の強度（打ち込み稽古や、かかり稽古等が生理的、心理的に負担をかける度合い）」、「稽古時間」について、参加者の体力に合わせ、無理の無いように計画をすること。
8. 稽古時間（長さ）は、稽古前・後の感染対策に要する時間、稽古中の休憩時間を十分確保した上で、面をつけての稽古は稽古時間の2分の1程度（1時間であれば30分前後）を目安とする。なお、指導者は参加者の練度を見極め、稽古時間を決定すること。
9. 指導者は、稽古中、参加者の健康状態を随時観察し、事故が起こらないよう細心の注意を払い、稽古における安全の管理を遂行すること。
10. 指導者は、稽古中に体調が悪くなった参加者に対し、直ちに稽古を中止させ、体調の回復を確認したのち帰宅させ、念のため病院で診断を受けるように薦める。
万一、心肺停止などの重篤な状態に陥ったときには、AEDなどによる救命措置を

迅速に施すとともに、消防署に救急要請（119番）し、病院への救急搬送を依頼すること。

11. 稽古終了後のお礼や挨拶の際は、人と人の距離を1m～2m確保すること。

【稽古内容の工夫について】

1. 対面稽古を自粛あるいは短縮している期間、一人稽古を実施することを薦める。とくに『剣道指導要領』および『剣道講習会資料』（p10～p11）に「基本動作」があり、「姿勢」「呼吸（丹田呼吸法）」「構えと目付け」「足さばき」「素振り」などについて工夫・研究する良い機会でもある。
2. 全剣連ガイドラインに従い、鏝ぜり合いを避ける。やむを得ず鏝ぜり合いとなった場合は、すぐに分かれるか、引き技を出し、鏝ぜり合い時に発声（掛け声）を行わない（引き技時の発声は認める）。
3. 面をつけての稽古時間を短縮している期間、日本剣道形や、木刀による剣道基本技稽古法を学ぶ絶好の機会であり、「刀—木刀—竹刀」というつながりから剣道を捉えるための有効な稽古法である。
4. 自粛期間において「木刀による剣道基本技稽古法」を実施する場合、元立ち、掛り手とも大きな気合でなくてもよい。また、人数が多い場合、相互の発声を少なくするため集団指導で行い、指導者が号令をかけるようにする。なお、木刀は自己所有のものを使用する。共用をする場合は使用後に木刀および手指の消毒をする。
5. 指導者は、指導法を工夫・研究するためにも剣道に関する書籍にふれ、剣道の歴史や理論を学ぶことを薦める。以下の全日本剣道連盟ホームページに、書籍や視聴覚教材の情報が掲載されている。

「図書」 <https://www.kendo.or.jp/knowledge/books/>

「ドキュメントデータ一覧」 <https://www.kendo.or.jp/knowledge/library/>

「全剣連頒布 DVD の販売について」

<https://www.kendo.or.jp/information/20201028/>

6. 剣先の攻防、技の打ち切り、体捌き、応じ技等の身体接触の少ない稽古法に取り組み、理合や技前を体得する。
7. 体育館・剣道場の大きさにもよるが、少人数・短時間集中型の稽古法（準備運動含め基本的には1～2時間以内が理想）を工夫する。
8. 稽古時、元立ち間の間隔は2m以上（前後左右2m以上程度の間隔）とし、元立ちの立つ位置に2m毎に目印を貼る。

【稽古後の留意事項について】

1. 稽古後は、床の清掃、除菌を行うこと。
2. 参加者は手指等（足裏を含む）の消毒を行うこと。

3. 稽古終了後は更衣しすみやかに帰宅するようにする。いわゆる反省会などの会食は控え、感染防止に努めること。

【稽古参加者が感染した場合の対応】

1. 参加者が稽古日以降、2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、指導者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。指導者は、稽古参加者名簿に基づき、濃厚接触者に知らせること。濃厚接触者は医師の診療を受けること。
2. 指導者は上記1について、付き添いおよび見学者に対しても、同様の対応をすること。

【その他】

1. 指導者は、多くの人に触れる用具、箇所（ドアノブなど）を定期的に消毒する。また必要に応じて、施設内トイレの出入口にはアルコール除菌液とペーパータオルを設置すること。
2. 指導者は、「付き添いおよび見学者の留意事項、協力事項」を作成し、あらかじめ配布することで感染対策を周知徹底すること。

【おわりに】

新型コロナウイルス感染症が未だ終息しない現在、「感染しない・感染させない」ことが大切です。指導者は誤情報やデマに惑わされず、正しい医学情報に基づいた万全の対策を講じて下さい。参加者には「正しく恐れる」意識を持たせ、参加者一人一人が行うべき感染症対策（体温 37.5℃以下、手指の消毒、フィジカル・ディスタンスの確保、マスクの着用）を必須の条件として徹底指導していただき、稽古を実施するようお願いします。

以上

日本剣道形(参考)

1. 日本剣道形制定の経緯

日本剣道形は、明治44年7月中学校令施行規則が一部改正され剣道が柔道と共に中等学校の正科として採用されることになった。大日本武徳会、文部省、東京高等師範学校の三者が協議し、明治44年12月剣道形制定の調査委員会を設立した。

主査として根岸信五郎、門奈 正、辻 真平、内藤高治、高野佐三郎、5氏に委任し草案を作成。更に全国を11区分し20名の調査委員を招聘し、鋭意調査研究の結果、大正元年10月16日大日本帝国剣道形が制定された。指導上の統一を図ることを目的に、いずれの流派にも属さない各流派統合の象徴として制定したものである。

大正6年9月、所作に関する細部の解釈の違いから不統一が顕著となったため、「加註」が施された。

昭和8年5月、剣道形の更なる普及発展と細部の所作に対する詳解の必要性から「増補加註」及び写真説明「高野佐三郎(打太刀)小川金之助(仕太刀)」がなされ、統一の徹底が図られた。

昭和56年12月7日 「日本剣道形解説書」制定。

平成24年4月1日 『剣道講習会資料』第6版 発行。

2. 意義

日本剣道形は、長い歴史を持ち、理合い・精神面に深い内容を持つまでに発達した伝統文化である。この伝統文化である、剣道形を正しく継承し、次代に伝えることは大きな意義がある。

3. 剣道形修練の目的

日本剣道形の修練を通じて、剣道の原点である「剣の理法」を学び、剣道の正しい普及発展に役立てることが目的である。高野佐三郎先生著「剣道」の中では次のように教えている。「斯道の練習法に三様あり、第一・形の練習、第二・仕合、第三・撃ち込み稽古、是れなり」剣道形修練の重要性を説いている。

4. 重点事項(剣道講習会資料)

- (1) 立会前後の作法、立会の所作、刀の取り扱い。
- (2) 正しい刀(木刀)の操作(刃筋、手の内、鑓の使い方、一拍子の打突など)や体さばき。
- (3) 打太刀、仕太刀の関係を理解し、呼吸を合わせ、原則として仕太刀が打太刀より先に動作を起こさないこと。
- (4) 打太刀は間合に接したとき、機を捉えて打突部位を正しく打突し、仕太刀は勝機を逃すことなく打突部で打突部位を正確に打突すること。
- (5) 形の実施中は、目付け、呼吸法、残心などを心得て、気分を緩めることなく終始充実した気迫で行うこと。

5. 「日本剣道形」修練における基本的な留意点

- (1) 日本剣道形解説書、講習会資料「日本剣道形」を熟読、精通して剣の理法に基づく剣道形を体得する。
- (2) 立会の所作および刀の取り扱いを適切に行い、正しい刀(木刀)の操作(刃筋・鑓の使い方・手の内)一拍子の打突や体捌きを正しく行う。特に小太刀の置き方に留意すること。
- (3) 五つの構え、および小太刀の形においては、半身の構え、入り身の所作を自得すること。
- (4) 打太刀(師の位)、仕太刀(弟子の位)の関係を理解して呼吸を合わせ、合気となり、終始充実した氣勢、気迫で行う。原則として仕太刀が打太刀より先に動き始めないようにする。

- (5) 太刀の形は『「機を見て」機とは(心と体と術の変わり際に起こるときの兆しのこと)』を打つのである。この場合、打太刀が仕太刀に勝つ所を教えているもので、打太刀は、仕太刀が十分になったところを見て打つ。打つということは切るという意味である。
- 小太刀の形は、「入り身になろうとする」を打ち、入り身とは(氣勢を充実して相手の手元に飛び込んでいく状態をいう)「なろうとする」ことから形に表さない。打突の機会を適切に行う。
- (6) 目付は原則として、相手の目を見るが「遠山の目付」で行う。
- (7) 足さばきは「すり足」で行い音を立てず、一方の足を移動させたときは原則として他方の足を伴って移動させる。
- (8) 仕太刀の打突後の残心は、形の示されている、いないにかかわらず、十分な気位で残心を示し、打太刀は仕太刀の十分な残心を心得てから始動すること。
- (9) 打太刀は、間合に接したとき、機を見て打突部位を正しく打突し、仕太刀は打突部で打突部位を刃筋正しく打突する。又、振りかぶった剣先が両拳より下がらないこと。
- (10) 技に応じて、緩急強弱を心得て一拍子で行うこと。
- (11) 呼吸は構えるときに吸気し、前進するときは、丹田に気迫を込め、呼気の氣勢で打突(発声)すること。
- (12) 形の実施中は、初めの座礼から終わりの座礼まで、特に構えを解いて後退するときも、気分を緩めず、終始充実した氣勢で行う。

6. 共通理解

- (1) 中段の構えの延長とは、棟の鏝元と切っ先を直線で結んだ延長をいう。
- (2) 太刀一本目、打太刀正面打ちを抜かれた剣先の高さは下段程度。
- (3) 太刀四本目、双方切り結ぶ位置は、およそ刀の中央部、剣先は、正面の高さ。
- (4) 太刀五本目、仕太刀の中段の構えは、一挙前に出し刃先は、やや斜め下。
- (5) 太刀六本目、仕太刀がすり上げ小手を打ったとき、右足を踏み出し左足を引き付けるを原則とするが、間合いによって引き付けなくても、踏み出したと解釈する。

(6) 太刀七本目、仕太刀がすれ違いながら胴を打つときの方法。

①右足を右前にひらいたとき、刀を左肩上に振り上げ左足を踏み出すと同時に胴を打つ。

②右足を開いても(体は移動させない)刀を振り上げず、左足を踏み出すと同時に振り上げ振り下ろす一拍子で打つ方法。(修練者の錬度に応じて指導する)

(7) 小太刀半身の構えの刃先の方向

①中段半身の構えは、刃先をやや斜め下に向ける。

②下段半身の構えの刃先は、真下とする。

7. まとめ

1) 日本剣道形解説書・講習会資料(日本剣道形)を熟読・精通する。

2) 日本剣道形の修錬を通じて、剣道の原点である剣の理法を学び、剣道の正しい普及発展に役立てることが目的である。

3) 我が国の伝統文化として次代に正しく継承しなければならない、その為に、平素から日本剣道形の修錬に努める必要がある。

女子委員会活動報告

女子委員会
委員長 佐藤 厚子

女子委員会の新設

全日本剣道連盟による我が国の伝統・文化に培われた剣道の普及発展

- ・ 2020年3月末日現在
- ・ 有段者登録数は 1,948,902人 (内、女子 579,263人)
- ・ 女子は約3分の1を占め、果たすべき役割・期待感が高まる。
- ・ 平成30年7月2日「全剣連会長を囲む女性指導者の座談会」
- ・ 令和元年2月16日 剣道研究会（北本市）研究発表
「女子剣道の更なる充実・発展を願って～現状からの提言～」
- ・ 令和元年6月女子委員会新設

令和元年度の活動状況

女子剣道の普及と発展の課題

- (1) 剣道人口減少への対策
- (2) 女性指導者及び女性審判員の人材育成
- (3) 生涯を通じ、年齢や熟練度に応じた多様な剣道への関わり方への支援
- (4) 目指す剣道像の構築と競技力の向上

活動内容

- (1) 女性の活動状況に関するアンケート調査実施と結果（剣窓に掲載）
- (2) 剣道研究会への参加と活動状況の報告
- (3) 大会のあり方や審判技能・指導力の向上についての研究

令和2年度の活動状況

令和2年度の研究課題

- (1) 女子剣道指導者の育成及び指導力向上や、女子審判員の育成及び審判技能向上を図る。
- (2) 魅力ある女子大会の改善を図るために、全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会出場枠増への実施を計画する。
- (3) 子育て中の女性剣道の普及を図るため保育室を設置するなど、大会や講習会時の支援方策を検討する。
- (4) 女性の指導力向上の一環として「幼少年指導における初心者指導」を検討する。
- (5) 女子剣道の普及と質の向上を図るため、広報活動（全剣連ホームページの活用）の活性化を図る。

令和3年度の活動の方向性

- (1) 女性剣道指導者育成や女性の審判技能の向上に向けた施策検討
- (2) 女性大会の改革や広報活動の活性化の検討
- (3) 女子剣道の資質向上のための検討

今後の課題と対策について

昨今の剣道界の状況を鑑みると、少子化の原因を含め剣道人口が減少傾向です。そのような状況の中において、女子剣道の段位受審者は男子の3分の1を占め、女子剣道人口の増加傾向は極めて顕著と言えます。この素晴らしい剣道を後世に残すためにも、とりわけ女子剣道の発展が重要な意義を持つものと考えます。更に女性の役員の配置は急務と考えられます。すでに25の都道府県が女性理事を配置しています。

また、剣道人口減少を食い止めるには、幼少年の指導は特に重要です。剣道界にとって幼少年の剣道普及については喫緊の課題です。子ども達に興味をもたせつつ、正しい剣道を学ばせる指導の工夫を行うと共に、技能を高めながら、子どもの「心」を育てる指導が望まれます。女性特有の母性や優しさは、幼少年指導に適していると思います。

剣道の裾野を広げるためにも、各地域で普及と指導に女性指導者の特性を活かし、活用して頂きたいと思います。そのためにも、女性理事を配置して頂き、現状に合わせて女子委員会ができるようご支援頂ければ幸いです。

女子委員会からのお願い

(1) 女性理事の配置

- ・女子剣道の現状把握と課題解決

(2) 女子委員会の設立

- ・幼少年の剣道普及と女性指導者の育成と指導力向上



別紙

全日本剣道連盟 保育室の利用について

2021年7月10日(土)に奈良県(橿原市)で行われます。全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会において下記の通りに、選手・監督の子(乳幼児)を保育する「保育ルーム」を開設し、保育士を配置いたします。ご利用を希望される方は、申し込み用紙に必要事項を記入し、全日本剣道連盟にFAXでお申し込みをお願いいたします。

なお、※定員10名程度 6月11日(金)で申し込みの締め切りとさせていただきます。

記

主旨	大会期間中、乳幼児を同伴する必要がある選手のための環境を整え、参加しやすい大会にすること。
設置場所	2021年度 第12回全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会会場 保育ルーム 1階()室 奈良県橿原市畝傍町53 Tel.0744(22)2462
使用条件等	利用資格：第12回全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会に参加する選手・監督 利用時間：2021年7月10日(土)8:15~17:00 対象：年齢0歳3ヶ月以上~6歳以下(未就学児) 定員：10名程度(保育士3名) ① 原則として、食事等(昼食持参)及び授乳は保護者がすることとし、保育士は昼食・お菓子等、お預かりいたしません。 ② 着替え(記名)やおむつ(記名)は、保護者持参でお願いします。 ③ 保育室の出入り時は、常に大会IDカードをご持参ください。
使用手続き	利用希望の方は、大会要項別紙の所定申込用紙に必要事項を記入の上、全日本剣道連盟事務局にFAXでお申し込みください。なお、定員の関係もございますので、先着順とさせていただきます。 申込締切：6月11日(金)※定員になり次第終了 受付FAX03-3234-6007(全日本剣道連盟：担当鈴木) 問合せ先：03-3234-6271(全日本剣道連盟：担当鈴木) *受け入れの有無については、各所属剣道連盟を通して連絡いたします。
保険	保育室での事故等の際し、子ども保険等に参加します。 保険料は、全日本剣道連盟が負担します
個人情報	個人情報保護法に従い、利用申込書に記載の個人情報は本人の同意がある場合、また、法令上の正当な理由を除き、保育室使用目的外では使用せず、第三者に開示、提供いたしません。個人情報の紛失及び漏洩などの予防に努めます。

※なお、保育ルームとは別に、自由に利用できるファミリーキッズルーム(保育士不在)も設置致します。保護者責任のもと、授乳やおむつ交換等にご利用ください。

「保育ルーム」利用申込書

申込期日 月 日

選手名	
所属剣道連盟名 FAX 番号	
選手連絡先	自宅： 携帯：
お子さんの氏名 年齢	
当日持参した物 *当日記入して頂きます。	○ ○ ○ ○ ○
その他の配慮事項	

令和3年4月4日(日)

於：神戸市立中央体育館

試合・審判委員会 委員長 香田郡秀

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法

【趣旨】

1. 主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインの遵守(感染予防)
2. 「つば(鏝)競り合い」および意図的な「時間空費」や「防御姿勢による接近する行為」の解決。

- ・これまでの試合は試合時間の3分の2以上が、つば(鏝)競り合いである。これを無くして、立ち会いの間合からの攻め合いを中心とした試合展開へ。
- ・剣道の試合にとって「勝負」の要素は大事であるが、姑息な勝負の仕方の是正。反則ギリギリの勝負ではなく真っ向から勝負をする態度を養う。
- ・つば(鏝)競り合い問題は試合者の態度や心の問題が大きく影響し、規則だけで裁くのは困難である。試合者と審判員が共通理解し、一体となって、良い試合の場を醸成する。

【審判員と試合者が共通に理解する主な事項】

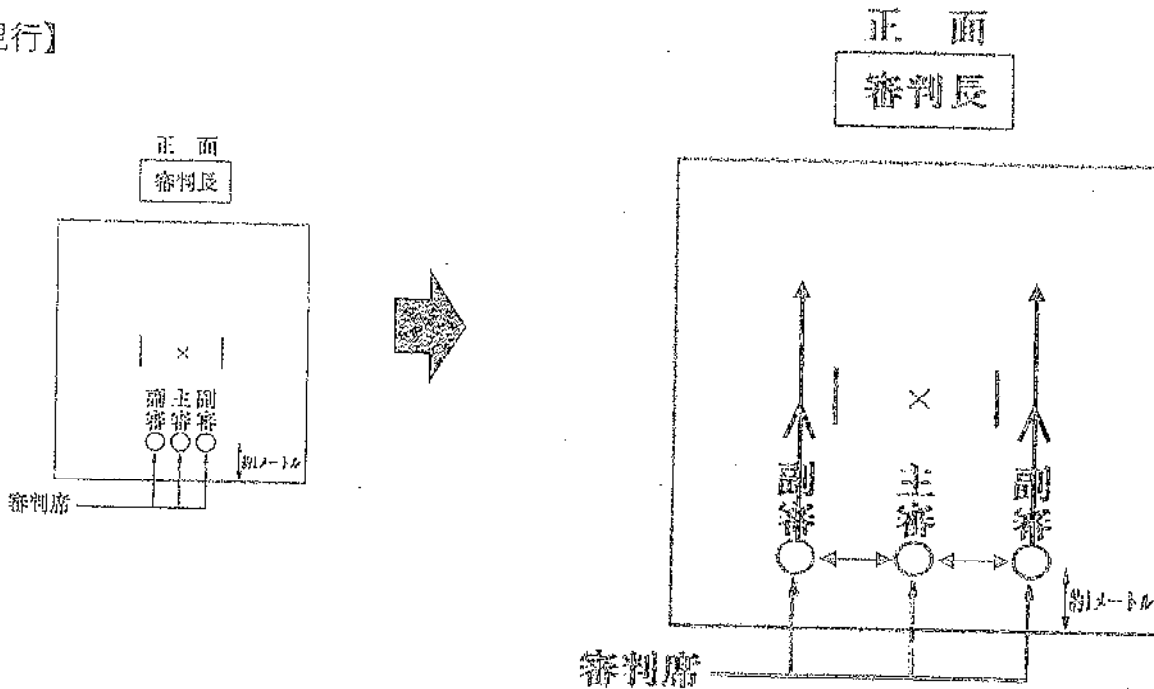
1. 試合者はつば(鏝)競り合いを避ける。接触した瞬間の引き技及び体当たりからの技(発声を含む)を積極的に出す。つば(鏝)競り合いになった瞬間、技が出ない場合にはただちに積極的に分かれる。試合者は審判員の「分かれ」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をする。
2. 意図的な時間空費や防御姿勢(勝負の回避)による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り反則を適用する。
3. 試合者は、分かれる場合は主審の「分かれ」の宣告、あるいは試合者双方で分かれる場合にかかわらず、剣先が完全に触れない位置まで互いに分かれる。
4. 分かれる場合は剣先を開いたり、下げて分かれる。
5. 分かれる場合は双方がバラバラに下がらない。双方同じ気位で互いの鎧を削るようにして分かれる。
6. 相互に分かれようとしている途中で技を出さない。この場合は技を出しても有効打突とはしない。一方が分かれようとしている場合に追い込んで打突した場合や分かれようと思わせかけて打突する行為は反則を適用する場合がある。また、分かれる途中で相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「逆交差」をしない。(審判員は状況や原因を踏まえた上で合議により判断する)
7. マスクとシールドの着用
マスクは、口鼻を隠し、正しく装着する。
シールドに関しては、口を覆うものは必須とし、目を覆うものは自由とする。

以上

【図1】

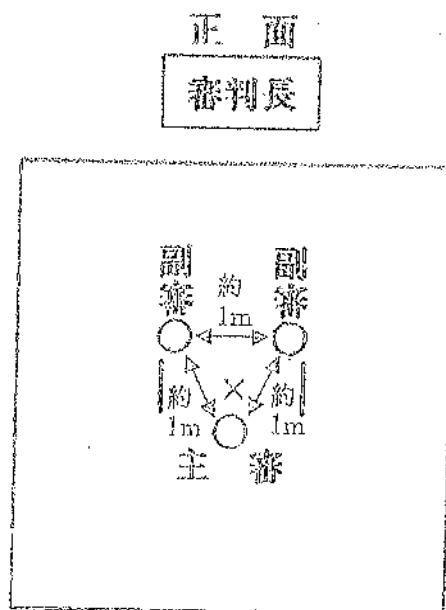
剣道試合・審判運営要領 p14 審判員の移動・交替要領
 第1図 審判員の入場および整列

【現行】



【図2】

審判員合議時の位置



静岡県少年剣道総合錬成大会実施要項 附則

静岡県剣道連盟

- 1 試合 判定方式による予選リーグ戦（原則3チームリーグ）
 ※ 4チームリーグの場合も1チーム2試合。
 勝数・勝者数・取得点数によりリーグの順位を決定。

リーグ戦1位のチームによるトーナメント戦（3本勝負）

(1) チーム編成 1チーム5名による団体戦

(2) 試合方法 選手は先鋒から順に対戦し、次の項目を行い、判定は最初の「礼」から最後の「礼」までを判定の内容とする。

① 切り返し・打ち込み

1) 礼（9歩の立ち間合） 選手・元立ち呼吸を合わせて行う。

2) 立礼の後そんきよした時点で主審の「始め」の宣告で紅白同時に行う。

「正面打ち」→前進して「左右面4本」後退して「左右面5本」→正面打ち この動作を2回繰り返す。最後の正面打ち（もどる時の面）から打ち込み稽古に入るが、技は自由とする。（40秒）主審の「やめ」の宣告で終了し、そんきよ・竹刀をおさめ・9歩の立ち間合まで戻る。

3) 礼（9歩の立間合）選手同士の礼が終了したところで判定を待つ。

※ 選手の切り返し、打ち込みの順序は、先鋒は大將へ、次鋒は先鋒へ、中堅は次鋒へ、副将は中堅へ、最後は大將が副将へかかって終了する。

※ 「切り返し」は「竹刀」でうけること。

※ 元立ちが終了した選手は、試合場の外を通過して選手控え席にもどること。ただし、元立ちに立つときは試合場内を移動してさしつかえない。

2 判定の基準

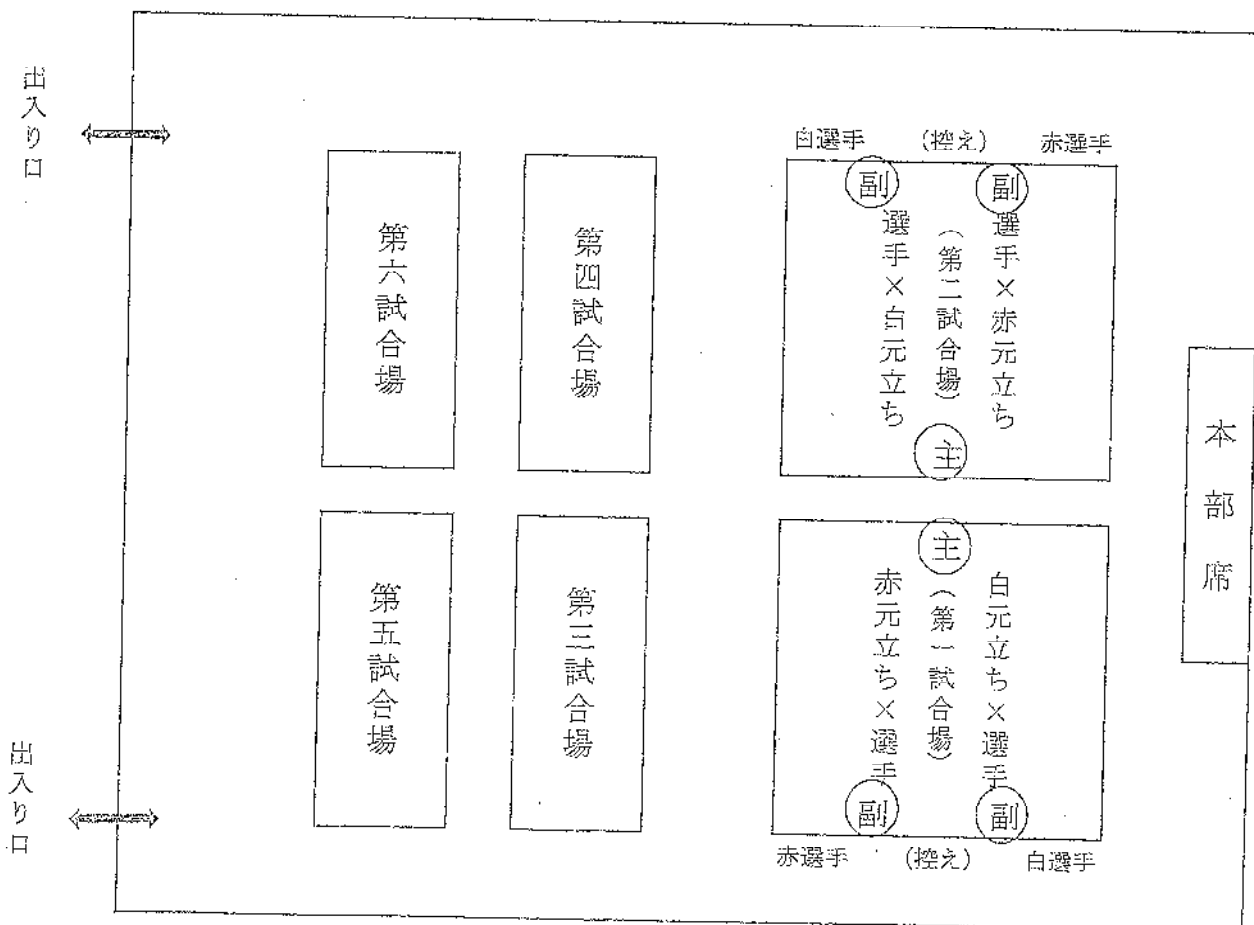
- (1) 礼法が正しいか。着装に乱れはないか。
- (2) 掛け声は大きく、気合、氣勢が充実しているか。
- (3) 構えは正しいか。
- (4) 間合いは適切か。
- (5) 足さばきは正しいか。(特に打突の際の左足の引きつけ、打突後のあゆみ足(かけ込み)はないか。)
- (6) 打突時の姿勢に崩れはないか。また、左こぶしが正中線に収まっているか。
- (7) 竹刀の物打で打突しているか。
- (8) 打突後の体勢と残心はどうか。
- (9) 切り返しについては上記に加え、
 - a 正面、左右面を打つ際、左拳が正しく頭上まで上がっているか。
 - b 左右面打ちの角度は、45度くらいになっているか。
 - c 左拳は正中線を通り、打ちおろした際 鳩尾(みずおち)より下にさがりすぎたり、上がりすぎたりしていないか。

※ 切り返し、打ち込み稽古いずれも大技で行うこと。

参考 全剣連発行「幼少年剣道指導要領」

3 審判・選手配置図 (試合場は6会場)

審判員の開始時及び終了時の位置は配置図の通りとする。



登録選手変更届

※ 8時40分までに受付に提出

(会場受付)

※複数チームの場合、チーム間の移動及びオーダー変更は不可。欠員の補充のみ可。

静岡県少年剣道総合錬成大会

チームNO

チーム名

	区分	変更前・氏名		区分	変更後・氏名
4年生以下	先鋒		→	先鋒	
4年生以下	次鋒		→	次鋒	
5年生以上	中堅		→	中堅	
5年生以上	副将		→	副将	
5年生以上	大将		→	大将	
4年生以下	交代選手		→	交代選手	
5年生以上	交代選手		→	交代選手	

監督名

交代選手届

(各審判主任に提出)

※2試合前には提出完了すること

静岡県少年剣道総合錬成大会

チームNO

チーム名

4年生以下	交代選手名	→	区分	交代後に入る区分に記入
			先鋒	
5年生以上	交代選手名	→	次鋒	
			中堅	
			副将	
			大将	

監督名